

鈴鹿市療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月19日

鈴鹿市長 **末松 則子**

鈴鹿市条例第21号

鈴鹿市療育センター条例の一部を改正する条例

鈴鹿市療育センター条例（平成4年鈴鹿市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業） 第3条 センターは、第1条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1） 略 （2） <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービスに関する事業 （3） <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援に関する事業 （4） <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する事業 （5） <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関する事業 （6） 略	（事業） 第3条 センターは、第1条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1） 略 （2） <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスに関する事業 （3） <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援に関する事業 （4） <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する事業 （5） <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援に関する事業 （6） 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。